

指定校変更・区域外就学承認基準の詳細

令和元年11月15日
31北教教学第2570号
(令和4年11月1日一部改正)
(令和5年11月1日一部改正)
(令和6年11月1日一部改正)
(令和7年11月1日一部改正)

指定校変更及び区域外就学の審査に係る事務処理要綱第8条に基づき、別表1（第2、3条関係）承認基準の詳細事項について、下記のとおり定める。

なお、学級編制上の事由等により、指定校変更・区域外就学の受入れ制限をしている場合は、適用外となる。

1 身体的事由

身体障害等により、通学条件、学校環境を配慮する必要がある場合（食物アレルギーによる場合を除く。）、又は、長期かつ頻繁な通院治療のため病院から最も近い学校へ通学する必要がある場合（おおむね、3年以上であって週に1、2回程度のものをいう。）は、申請時に医療機関による診断書の提出を求める。診断書の記載内容により、希望校でなければ解決できないと判断される場合に限り承認することができる。診断書の内容にて十分な確認ができない場合は、医療機関に問い合わせる場合がある。

2 地理的事由

指定校に通学するにあたり、幹線道路を横断しなければならない場合。

※幹線道路とは、環状七号線、環状八号線、北本通り、明治通り、本郷通り、中山道。

3 転居

（1）転居予定

おおむね1年以内に転居することが確定していて、各種契約書等により、物件の住所、契約者、入居時期等が確認できること。また、転居までの期間、学区域外からの通学の安全確保について、保護者が校長と面談し了解を得ていること。

（2）継続通学

転居後も在籍している学校に引き続き通学を希望する場合は、あらかじめ在籍校の校長にその旨を相談し、通学が可能な距離・時間であると認められ、了解を得ること。承認期間は、原則として学期末又は学年末までのうち、在籍校の校長が認めた期間とする。

区内転居の場合は指定校変更願となり、区外へ転出した場合は区域外就学願とな

る。

4 家庭環境

(1) 兄弟姉妹

兄弟姉妹が在籍している学校に通学を希望する場合は、兄弟姉妹が来年度もその学校に在籍していること。

(2) 保護者の就労等

指定校変更の対象となる児童又は生徒と同一の世帯員又は 18 歳以上で同居している者全員に係る次の①又は②のいずれかの書類の添付をもって、受付する。

なお、保護者が対象となる児童を学童クラブに預ける場合においては、次の①及び②中、「午後 3 時」とあるのは「午後 6 時」と読み替えるものとする。

① 就労（勤務証明書）

週 3 日 3 時間以上勤務し、午後 3 時以降も働いていること。

ア 契約期間が終了するが引き続き勤務を続ける場合

（ア）就業予定申出書兼同意書

（イ）引き続く契約期間の勤務証明書（準備のでき次第）

イ 自営業等（個人事業主等で自宅兼事務所）の場合

週 3 日 3 時間以上、午後 3 時以降も営業や打合せ等で事務所を空けている（留守にしている）ことが確認できること。

（ア）直近 3 ヶ月のスケジュール表の写し

② 疾病・看護等（申出書）

ア 疾病・心身障害（大人が在宅していても児童・生徒を保護することができない理由がある場合）

（ア）人数分の申出書（傷病・障害名、程度、入院先、療養期間等を明記）又は身体障害者手帳、愛の手帳等の写し

週 3 日 3 時間以上、午後 3 時以降も介護していることが申出書により確認できること。

イ 看護・介護（介護・看護が理由で外出し児童・生徒の保護ができない場合）

（ア）申出書（看護・介護を要する人の氏名、傷病、障害名、程度、入院先、療養通院期間等を明記）、介護保険被保険者証等の写し

週 3 日 3 時間以上、午後 3 時以降も看護または介護していることが申出書により確認できること。

③ その他事由（特殊な理由の場合）

ア その他別途書類

④ 下校時の帰宅先の取扱い

小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)	・ 保護者の就労先 ・ 近親者宅
--------------------------	---------------------

中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)	・保護者の就労先（自営業等に限る）
--------------------------	-------------------

近親者宅への預かりの場合は、預かり同意書を提出すること。また、当該近親者の住所地に住民登録があること。

5 教育的配慮

(1) いじめ・いじめに起因する不登校等

児童又は生徒が在籍している北区立小学校、中学校又は義務教育学校においていじめの事実が認められていること、いじめに起因する不登校その他の事由により、指定校に通学することが困難な状態であって、指定校変更により解消される見込みがあると認められること。この場合、当該児童又は生徒の住所地から直線距離で最も近い学校への指定校変更を原則とする。

(2) 通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがる小学校を卒業する場合は指定校変更が可能である。

6 学校ファミリー

中学校入学時又は義務教育学校第7学年進級時の指定校が卒業する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の所属するサブファミリー内の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）と異なっていた場合、卒業する小学校の所属するサブファミリー内の中学校に指定校変更が可能となる。

また、私学からの転学や海外からの帰国等で就学する場合など、一旦、北区立の学校から学籍が途切れていても、北区立の最終在籍校の所属するサブファミリー内の中学校に指定校変更が可能となる。ただし、通学の安全について学校の承認が必要。

※ファミリー校一覧は別紙参照。

7 部活動

指定校に希望する部活動がない場合、住所地から直線距離で最も近い希望の部活動がある学校へのみ、指定校変更を認める。

承認の際は、要綱第8条第2項に基づき、「入学後確実に入部し、卒業まで継続して活動する」ことを条件として付すこととする。

※原則、事前に学校との協議や面談により了承が確認できること。ただし、学校長が事前の協議や面談を不要と判断した場合は、この限りではない。

※希望する部活動の顧問教諭の異動等により休部・廃部になる場合がある。

※部活動希望調査票兼誓約書は希望校に提供する。

※在学中、怪我などにより活動の継続が困難となった場合は、学校長と相談すること。

※入学後、希望した部活動に入部しているか各校へ調査を行い、希望する部活動に入部しなかった場合、他の部活動と兼部した場合や途中退部または転部した場合は、

指定校変更を取り消す場合がある。

8 その他

- (1) 指定校が小学校または義務教育学校（前期課程）である場合で、校舎の解体・工事に伴い仮移転し、バス送迎により通学する必要がある場合。

なお、指定校に隣接する小学校のうち、対象児童の住所地から直線距離で最も近い小学校へのみ指定校変更を認める。

- (2) (1) の他、教育委員会が特に必要と認める事情がある場合。

ファミリー校一覧

卒業予定小学校	中学校
浮 間	浮 間
西浮間	
桐ヶ丘郷	桐ヶ丘
袋	
八 幡	
赤羽台西	
西が丘	稲 付
梅 木	
赤 羽	赤羽岩淵
岩 淵	
第四岩淵	
なでしこ	
都の北（前期課程）	都の北（後期課程）
王子第二	十条富士見
王子第三	
王子第五	
十 条	
王 子	王子桜
東十条	
王子第一	明 桜
としま若葉	
豊 川	
柳 田	
堀 船	堀 船
滝野川第五	
滝野川	飛 鳥
西ヶ原	
滝野川第二	滝野川紅葉
滝野川第三	
滝野川もみじ	
谷 端	
田 端	田 端
滝野川第四	

※制限がかかっている中学校・義務教育学校は適用外となる。